

長期使用構造等確認 添付図書 令和4年2月20日以降の申請より

下表の図書すべてを、2部（正副）提出してください。

| | 図書の種類 | 明示すべき事項 |
|----|--|--|
| 1 | <input type="checkbox"/> 確認申請書(長期使用構造等用) | |
| 2 | <input type="checkbox"/> 委任状 | |
| 3 | <input type="checkbox"/> 設計内容説明書 | 住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの説明 |
| 4 | <input type="checkbox"/> 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| 5 | <input type="checkbox"/> 配置図 | 縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、空気調和設備等(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第二条第二号に規定する空気調和設備等をいう。)及び空気調和設備等以外の建築物のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備(以下この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。)の位置並びに配管に係る外部の排水ますの位置 |
| 6 | <input type="checkbox"/> 仕様書(仕上げ表を含む) | 部材の種類、寸法及び取付方法並びにエネルギー消費性能向上設備の種類 |
| 7 | <input type="checkbox"/> 用途別床面積表(床面積求積図) | 用途別の床面積 |
| 8 | <input type="checkbox"/> 各階平面図 | 縮尺、方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法、階段の寸法及び構造、廊下及び出入口の寸法、段差の位置及び寸法、壁の種類及び位置、通し柱の位置、筋かいの種類及び位置、開口部の位置及び構造、換気孔の位置、設備の種類及び位置、点検口及び掃除口の位置並びに配管取出口及び縦管の位置 |
| 9 | <input type="checkbox"/> 二面以上の立面図 | 縮尺、外壁、開口部及びエネルギー消費性能向上設備の位置並びに小屋裏換気孔の種類、寸法及び位置 |
| 10 | <input type="checkbox"/> 断面図又は矩計図 | 縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ、軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造 |
| 11 | <input type="checkbox"/> 基礎伏図 | 縮尺、構造躯体の材料の種類及び寸法並びに床下換気孔の寸法 |
| 12 | <input type="checkbox"/> 各階床伏図 | 縮尺並びに構造躯体の材料の種類及び寸法 |
| 13 | <input type="checkbox"/> 小屋伏図 | 縮尺並びに構造躯体の材料の種類及び寸法 |
| 14 | <input type="checkbox"/> 各部詳細図 | 縮尺並びに断熱部その他の部分の材料の種類及び寸法 |
| 15 | <input type="checkbox"/> 各種計算書 | 構造計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容 |
| | | <input type="checkbox"/> 構造計算書又は壁量規定等による計算書(階数が2以下の木造建築物) |
| | | <input type="checkbox"/> 小屋裏換気計算書 |
| | | <input type="checkbox"/> 外皮計算書、外皮面積根拠等 |
| 16 | <input type="checkbox"/> 機器表 | エネルギー消費性能向上設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法 |
| 17 | <input type="checkbox"/> 状況調査書※ | 建築物の劣化事象等の状況の調査の結果 |
| 18 | <input type="checkbox"/> 地盤調査報告書 | 地盤調査を行っている場合 |
| 19 | <input type="checkbox"/> その他性能を証明する書類 | 住宅型式認定を受けている場合や、型式住宅部分等製造者認証を含む場合は、それら認定書の写し |

1、2、3は、まちづくりセンターのHPからダウンロードできます。

なお、設計住宅性能評価と一体申請する場合は、性能評価に係る部分の図書等を省略できます。

下線部は、増改築基準において一次エネルギー消費性能を選択した場合に限ります。

※増改築基準を適用する場合があります。

・増改築基準の場合、実施する部分としない部分の箇所が特定できるよう明確に分けて記載してください。

・表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を他の図書に明示した場合、又は当該項目に掲げる事項を全て他の図書に明示したときは当該図書は要しません。